

オーナー様 各位

『サンランド管理委託契約書』の改定について

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

日頃は、弊社管理業務にご協力いただきまして誠にありがとうございます。

さて、現在ご契約いただいております管理委託契約書の業務内容について、次の理由により契約内容の改定をさせて頂きたく、本書にてその概要をご案内させていただきます。

弊社では、昭和43年からのサンランド別荘地の開発以来、分譲と管理を行ってまいりましたが、開発当初から長年の月日が経ちました。その間、事業環境の変化や設備の老朽化が進んだだけでなく、天候などの自然環境も変化しております。そのため、現在お任せ頂いている管理委託契約書の業務内容が現在の環境および別荘地管理の目的と齟齬が生じており、様々な問題が生じております。

今後は、オーナー様方（ご利用者様含む）の共同の利益と安全の確保及び本別荘地全体の利益に資することを目的とし、継続的な管理運営を行って参りたいと存じます。その為には、管理契約の見直しが不可欠であることから、この度、ご案内させていただく次第でございます。どうぞご理解いただきますよう宜しくお願い申し上げます。

敬具

記

1.主な改定内容

- ①主たる管理業務は共用施設を含む場内整備とさせていただきます。
- ②土地区画の保有数及び建物の有無並び種類により「共益管理料」の年額を定めさせていただきます。
- ③区画や建物にかかる個別の管理業務（秋期下刈り、建物内部点検、水道栓開閉作業等）は、有料にて別途ご発注頂く形態とさせていただきます。

※詳細については「浅間サンランド有料サービス料金表」をご参照ください。

2.改定の予定日

令和 2年1月1日

※「浅間サンランド別荘共益管理委託契約書」を郵送させていただきます。

区画や建物に関する管理業務形態は変更となりますが、今後も浅間サンランドの別荘地の管理は継続してまいりますのでご安心下さい。

尚、共益管理料をお支払い頂けない場合、弊社が行う道路、防犯灯、水道管等の維持補修に支障をきたすこととなりますので、ご理解の程、宜しくお願い申し上げます。

以上

三洋観光株式会社
浅間サンランド管理事務所
電話：0279-86-2521